

市外（里帰り先等）で予防接種を希望される方へ

お子さまの定期予防接種を、指定医療機関※以外で接種するには、予防接種依頼書が必要です

※東村山市・小平市・清瀬市・西東京市の指定医療機関及び東京都小児総合医療センター（かかりつけの方のみ）

予防接種依頼書とは、医療機関又は相手方の市区町村へ定期の予防接種として実施を依頼するものです。
依頼書の交付を希望される方は、接種前に、必ず下記の手続きを行ってください。

必要書類を揃えて下記提出先へご提出ください。（郵送可）

必要書類

- ① 予防接種依頼書交付申請書
- ② 返信用封筒（住所、氏名を明記し、切手を貼付したもの）

※予防接種依頼書交付申請書の様式は市ホームページからダウンロードできる他、健康課窓口でもお渡ししています。

⚠ 予防接種依頼書交付申請書記入の上での注意点

- 予防接種の依頼書交付申請書には、接種医療機関名と予防接種名の記載が必須です。
（どの医療機関で、どの予防接種の何回目を受けるのか、申請時に決める必要があります。）
定期予防接種費用助成金（払い戻し）は、申請書の記載のとおり受けた場合のみ対象となります。
下表は定期予防接種費用助成金（払い戻し）の交付基準の一例です。

	申請書の記載	払い戻し可	払い戻し不可
接種医療機関名	a 病院	a 病院での接種	a 病院以外での接種 ※申請書の記載と異なる場合
予防接種名	B型肝炎 1・2 回目 小児用肺炎球菌 1・2 回目 五種混合 1 回目	下記を接種した場合 B型肝炎 1・2 回目 小児用肺炎球菌 1・2 回目 五種混合 1 回目	下記を接種した場合 B型肝炎 3 回目 小児用肺炎球菌 3 回目・追加 五種混合 2 回目・3 回目・追加 BCG MR（麻しん風しん混合） ※申請していない予防接種を受けた場合

※市外で受けるとして申請した予防接種を、市内の医療機関で接種することは可能です。
市外で接種するかどうか検討中の予防接種があれば、ひとまず申請していただくことをおすすめいたします

- 依頼書の交付には、1 週間から 10 日ほどかかりますので、ご了承ください。
- 依頼書の交付の後に、予防接種を受けてください。
- 接種後は、接種日から 1 年以内に、定期予防接種費用助成金（払い戻し）の申請をしてください。
（詳細は、別紙「定期予防接種費用助成金を申請される方へ」をご覧ください。

<申請先>

〒203-0033

東久留米市滝山 4-3-14 わくわく健康プラザ内

東久留米市健康課予防係

お問い合わせ先：東久留米市健康課予防係 ☎042-477-0030（直通）